

成果目標

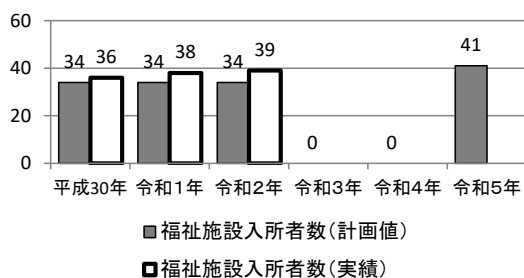
(1) 施設入所者の地域生活への移行

【第6期障がい福祉計画】P62

- ・地域生活の支援体制が十分に整っているとはいきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について地域生活移行を行うことは、かえってQOLの低下につながるが見込まれます。
- ・施設入所者の現状として、「児童福祉施設の入所者で、18歳到達時に本人の障がい特性や家庭基盤のぜい弱さから継続入所が必要な人」や、「介護者の高齢化に伴い在宅での生活が困難になり施設入所を希望される人」などの社会情勢を反映した課題が出てきています。
- ・地域移行者数についての成果目標を設定することは困難な状況ですが、1人としています。
- ・今後、施設入所を希望される人について重度障がいのある人なども含めて対応できるような、グループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めていく必要があります。

	単位	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福祉施設入所者数(計画値)	人	34	34	34	—	—	41
福祉施設入所者数(実績)	人	36	38	39			
地域生活移行者数(計画値)	人	0	0	0	—	—	1
地域生活移行者数(実績)	人	0	1	1			

福祉施設の入所者数



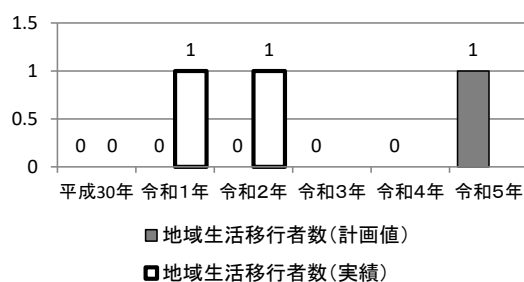
【現状評価】

令和元年度は、新たに施設入所された方が2名。令和2年度は、5名入所、4名の退所があった。入所理由としては、障がいの重度化や、保護者の高齢化により、在宅生活の継続が困難になったケースであった。

【現状評価】

平成30年度は、訓練等サービスを終了され在宅に移行された方が1名おられたが、再度訓練等サービスの利用となったため、地域移行者数はゼロとしている。令和元年度は、訓練等サービスから在宅復帰した方が1名。令和2年度は、精神科病棟の入院から、在宅生活に戻った方が1名。令和3年度9月時点で、長期入院からの支援で地域移行した方が、すでに2名おられる。

入所施設からの地域生活移行者数



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期障がい福祉計画】p63

- ・第5期障がい福祉計画の成果目標であった保健、医療、福祉関係者による協議の場については、甲賀福祉圏域共同事業である精神障害者部会・中核的人材育成事業のなかで協議を行っています。
- ・長期入院に至っている人が、自ら望む生活を選びとっていけるよう、退院後の地域生活移行および地域定着の促進に関する協議について、引き続き甲賀地域障害児・者サービス調整会議で進めます。

(3) 地域生活支援体制の強化

【第6期障がい福祉計画】p63

- ・地域生活支援拠点等事業として、「親亡きあと」を見据え、障がいを有する者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、令和2年度末に甲賀福祉圏域で整備を行いました。
- ・相談、緊急対応、体験の場や機会の提供、専門の人材の育成、地域の体制づくりについて、既存の地域資源を生かした中で、複数の事業所が分担して機能を担う「面的整備」としています。
- ・引き続き甲賀地域障害児・者サービス調整会議で、地域生活支援拠点整備事業運営委員会にて内容の充実を図ります。

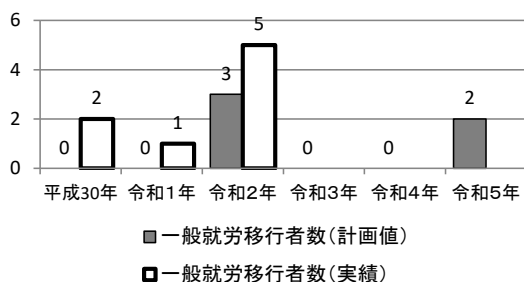
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期障がい福祉計画】p64

- ・甲賀地域障害児・者サービス調整会議や就労支援関係機関および湖南市障がい者就労情報センター、チャンスワークこなん等で築いてきた、企業、就労支援機関、福祉関係者などのネットワークを発展させ、既存の就労相談機関などとの役割分担を図りながら、一般就労に向けた取り組みを支援していきます。
- ・福祉就労から一般就労への移行者は、第5期は目標値を下回り、移行者は年による変動はあるものの年間1～2人になっています。コロナ禍の経済不況を受けた課題あります。

	単位	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一般就労移行者数(計画値)	人	—	—	3	—	—	2
一般就労移行者数(実績)	人	2	1	5			
就労移行支援事業の利用者数(計画値)	人	14	15	15	—	—	19
就労移行支援事業の利用者数(実績)	人	3	7	10			

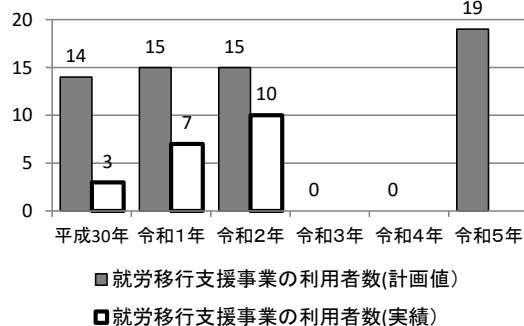
一般就労移行者数(年間)



【現状評価】

福祉的就労から一般就労へ移行したのは、平成30年度は2名、令和元年度は1人。令和2年度は、コロナ禍であったものの5名の方が一般就労された。ただし、一般就労が継続せず、再度支援が必要になる方もおり、就労定着支援の難しさがある。

就労移行支援事業の利用者数



【現状評価】

市内の就労移行支援事業所1か所が平成29年度で事業を終了され、一時期甲賀圏域では信楽にある事業所2か所のみとなったが、平成31年度に水口に1か所、令和2年度に甲南に1か所新設された。令和3年度には、湖南市に1か所新設され、圏域では4か所となった。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【第6期障がい福祉計画】p65

- ・児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業については、市内に1か所通所支援センターに設置しています。他に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、甲賀福祉圏域で一か所設置しています。
- ・医療的ケア児の在宅生活を支えるため、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等の支援の協議の場として、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の重度心身障がい部会にて協議を継続します。

	単位	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス(実績)	人	—					

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期障がい福祉計画】P65

- ・圏域における総合的・専門的な相談支援の実施および相談支援体制の強化に取り組みます。
- ・基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所への定期的な巡回訪問や研修を実施します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【第6期障がい福祉計画】P66

- ・担当職員は積極的に各種研修会に参加し、障がいに関する理解を深めるように努める。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析し、事業所や関係自治体との共有を図り、適切な給付に努める。